

「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」に係る実施状況について

平成28年2月24日

厚生労働省医政局総務課

建議事項1への対応状況（概要）

建議事項 1 . 医療機関のホームページの情報提供の適正化

- 医療機関のホームページを医療法上の「広告」に含めて規制の対象とすること。
- 少なくとも医療法及び医療法施行規則に基づき「広告」に対して禁止している以下の類型については、医療機関のホームページについても禁止すること。
 - ・内容が虚偽にわたる広告
 - ・他と比較して優良である旨の広告
 - ・誇大な広告
 - ・客観的事実であることを証明できない内容の広告
 - ・公序良俗に反する内容の広告



対応状況

- 医療機関のホームページ等のインターネット上の表示の取扱いについて、年度内に検討会を開始する予定。
- 美容医療等に関する医療機関のホームページの表示適正化のため、平成27年度医療広告に関する都道府県等担当者会議において、都道府県等に対して「医療機関ホームページガイドライン」(平成24年9月28日)などの周知を実施し、さらなる指導の徹底を要請した。

建議事項1への対応状況

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

開催の趣旨

昨今、美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、一般社団法人日本専門医機構による新たな専門医制度の構築に併せた専門性広告の要件の見直しが求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について新たに検討を行うための検討会を設けることとする。

スケジュール

- 年度内に第1回「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」を開催するべく日程調整中。
- 医療機関のホームページの内容のあり方については本年秋頃にとりまとめることを目標とする。

建議事項1への対応状況

医療広告に関する都道府県等担当者会議について

概要

- 都道府県等の医療広告の担当者を集めて毎年1回開催している会議
- 平成27年度は、9月～11月に全国7ブロックにて開催、合計153人が参加
- 議事
 - 医療に関する広告規制等について(建議の紹介に加え、連携強化及び指導の徹底を依頼)
 - 美容医療に関するインターネット広告等の現状について(事例検討)
 - インフォームド・コンセントに関する相談状況について(意見交換) 等

美容医療に関するインターネット広告等の現状について (事例検討)

- 5人程度のグループにて、美容医療等の自由診療の医療広告及び医療広告規制に該当しないホームページの事例について、どのように指導するべきかを検討。
- 担当者間で指導内容やその根拠について共有しあうことにより、指導力の向上を図った。

建議事項1への対応状況

地方公共団体における医療広告等に関する相談苦情件数等

地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数等
 平成27年5月にアンケート調査を実施(都道府県、保健所設置市、特別区)。
 回答が得られた分について単純に集計。
 美容医療の件数に関して集計されていない等、記載が困難な場合には、記載可能な項目のみ回答。

年度	医療広告 ・ ホームページ	相談・苦情件数 (うち美容医療の 件数)	うち違反のおそれがある ものとして行政指導 を要した件数 (うち美容医療の件数)	消費者行政担当部局等 の他部局に情報提供し た件数 (うち美容医療の件数)
平成23年度	医療広告	1957(53)	138(38)	5(2)
	ホームページ	10(0)	1(0)	0(0)
平成24年度	医療広告	2386(76)	132(25)	6(3)
	ホームページ	18(3)	5(1)	0(0)
平成25年度	医療広告	2076(51)	232(36)	8(2)
	ホームページ	23(6)	11(5)	0(0)
平成26年度	医療広告	2008(62)	210(35)	18(10)
	ホームページ	22(5)	5(3)	1(0)

○ 平成27年度分についても同様の調査を行うことを地方公共団体に伝達しており、
 来年度以降も調査を実施していく。

建議事項2への対応状況（概要）

建議事項2. 事前説明・同意の適正化

- 厚生労働省通知の解釈や指導の基準(Q & A)を速やかに示した上で、患者に対する施術前の説明を適切に行い、患者の理解と同意を得た上で施術を行うべきこと、即日施術を厳に慎むべきことを徹底すること。
- 消費者に対して、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項について医療機関にチラシを備え置くなどして、注意喚起すること。



対応状況

- 平成27年度医療広告に関する都道府県等担当者会議において、都道府県等に対して「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日)などの周知を行い、さらなる適正化を要請。
- 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集(Q & A)」を年度内に発出予定。
- 国民、患者への情報提供、広報資料のあり方については、平成28年度の厚生労働科学研究にて実施予定。

建議事項2への対応状況

医療広告に関する都道府県等担当者会議について

概要

- 都道府県等の医療広告の担当者を集めて毎年1回開催している会議
- 平成27年度は、9月～11月に全国7ブロックにて開催、合計153人が参加
- 議事
医療に関する広告規制等について(建議の紹介に加え、連携強化及び指導の徹底を依頼)
美容医療に関するインターネット広告等の現状について(事例検討)
インフォームド・コンセントに関する相談状況について(意見交換) 等

インフォームド・コンセントに関する相談状況について (意見交換)

- 上記の事前検討のグループにて、インフォームド・コンセントに関する相談状況について意見交換を実施。
- インフォームド・コンセントに関する相談を受けている都道府県等(衛生担当部局)は少なかったが、自治体内における消費者行政部局、医療安全支援センター、消費者生活センター等に相談が寄せられている可能性が考えられることから、情報連携のより一層の強化を依頼した。

建議事項2への対応状況

地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談苦情件数等

地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数

平成27年5月にアンケート調査を実施(都道府県、保健所設置市、特別区)。

回答が得られた分について単純に集計。

美容医療の件数に関して集計されていない等、記載が困難な場合には、記載可能な項目のみ回答。

年度	相談・指導件数 (うち美容医療の件数)	うち違反のおそれがある ものとして行政指導を要 した件数 (うち美容医療の件数)	消費者行政担当部局等 の他部局に情報提供した 件数 (うち美容医療の件数)
平成23年度	1677(25)	9(0)	55(1)
平成24年度	2073(40)	48(1)	49(5)
平成25年度	2571(42)	40(1)	81(5)
平成26年度	2260(45)	55(9)	98(3)

- 平成27年度分についても同様の調査を行うことを地方公共団体に伝達しており、来年度以降も調査を実施していく。

建議事項3への対応状況（概要）

建議事項3 . 苦情相談情報の活用

- PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用を図るとともに、同センター相談窓口を消費者へ周知を図ること。
- 行政手続法に基づき、国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し処分や行政指導を求める仕組みの活用を図ること。



対応状況

- 平成27年度医療広告に関する都道府県等担当者会議において、「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」(平成24年3月23日)などの周知を行い自治体の消費者担当部局との連携を要請した。
- PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用及び行政手続法の処分等を求める仕組みについては、「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について(依頼)」(平成28年1月7日)にて周知を依頼した。
- 医療安全支援センターの活用については、美容医療に関する相談対応の好事例を収集予定。

建議事項3への対応状況

「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）」

(平成28年1月7日医政総発0107第1号厚生労働省医政局総務課長通知)

美容医療サービス等については、これまで、「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」(平成24年3月23日付け医政総発0323第11号・医政医発0323第2号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知)、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日付け医政発0927第1号厚生労働省医政局長通知)等にて適切な対応や周知を依頼してきたところです。

その後、美容医療サービスに関する身体被害を含む消費者トラブルが発生し続けていることを受けて、平成27年7月7日付けで、消費者委員会から厚生労働省に「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(1)」が出され、その中の建議事項3において、苦情相談情報の活用について言及されています。

これを踏まえ、改めて、下記のとおりご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1. PIO-NET 及び医療安全支援センターの情報活用について

「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」において、消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報の提供について、都道府県等の消費者行政担当部局と連携を図り適切に対応するようお願いしているところです。引き続き、消費者行政担当部局との連携を図るとともに、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)及び医療安全支援センターへ蓄積された情報等を活用し、関係法令等に違反等する事案を適切に把握し、対応が必要な事案については医療機関への指導や立入検査の実施等を的確に行っていただくようお願いいたします。

なお、本日付で、消費者庁消費者安全課長から各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長宛てに、「消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について(依頼)」通知が発出されているところです。申し添えます。

建議事項3への対応状況

「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）」

(平成28年1月7日医政総発0107第1号厚生労働省医政局総務課長通知)

(前ページから続く)

2. 医療安全支援センターの相談窓口の周知について

「医療安全支援センター運営要領について」(平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知)(2)別添「医療安全支援センター運営要領」の4(6)において、医療安全支援センターの周知を図ることとしているところ、同センターの相談窓口が一層活用されるよう、同センターにおいて患者等の相談を受け付けていることについて周知をお願いします。

3. 行政手続法に基づく処分等の求めの仕組みの周知について

平成27年4月1日に施行された改正後の行政手続法(平成5年法律第88号)では、同法第36条の3に新たに「処分等の求め」の規定(3)が設けられました。本規定では、国民が、法令違反の事実を発見した際に、是正のための処分等を行政機関等に求めることができるとされており、こうした仕組みが活用されるよう、周知をお願いいたします。

1 内閣府ホームページ

美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0707_kengi.html

2 厚生労働省ホームページ

「医療安全支援センター運営要領について」(平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-2.pdf>

3 総務省ホームページ

行政手続法

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/

建議事項3への対応状況 医療安全支援センターについて

医療安全支援センターの概要

【概要】

医療法において、各都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされている。

医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、医療提供施設に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的としている。

【設置数】

381か所(都道府県・保健所設置市センター:110か所、二次医療圏センター:271か所)

好事例の収集について

【主旨】

本建議を受けて、医療安全支援センターが受けた相談事例のうち美容医療に係る相談対応等の好事例に関する情報について収集し、全国の医療安全支援センターと共有することにより相談情報の活用を図る。

【調査項目】

医療安全支援センターでの相談内容、対応内容及び相談・対応後の結果。

【スケジュール】

年度末に取りまとめの上、全国の医療安全支援センターと共有予定。

建議事項3への対応状況

医療安全支援センターにおける相談件数

医療安全支援センター相談員数(平成27年10月現在)

相談員	うち専任
1,287	174

医療安全支援センターにおける相談件数等

年度	相談・苦情件数	うち立入検査に 結びついた件数	うち消費者庁(消費生 活センター等)へ 情報提供した件数
平成23年度	101,685	460	12
平成24年度	94,634	422	21
平成25年度	106,961	424	36
平成26年度	96,079	353	81

地方公共団体の体制

医療監視員数(平成26年4月現在)

	医療監視員	うち専任
県職員	7,368	138
政令市職員及び 特別区職員	2,872	133
合計	10,240	271

その他

その他の周知

- 平成27年12月、折り込み広告会社向けに医療広告規制及びホームページガイドライン等について講演。
- 平成28年2月、全国医政関係主管課長会議で指導の徹底を再度依頼予定。
- 平成28年3月、インターネットプロバイダを含む広告会社向けに講演を予定。